

令和5年度

四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

入札説明書

(最低価格落札方式)

本件は、政府電子調達システムにより入札を行う。ただし、やむを得ない理由により、政府電子調達システムによりがたい場合には、理由書を提出し承認を得た場合に限り、紙による応札によることができるものとする。

令和4年11月1日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長
西岡 邦彦

目次

◎入札及び契約に関する事項

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していない者の手続き
- 5 問い合わせ先等
- 6 入札者に求められる義務等
- 7 入札書の記載方法及び提出等
- 8 秩序の維持
- 9 開札
- 10 落札者の決定
- 11 契約書の作成
- 12 その他

- ・ 別記様式第1号 入札書・内訳書
- ・ 別記様式第2号 委任状
- ・ 別記様式第3号 理由書
- ・ 別記様式第4号 適合証明書
- ・ 別添1 契約書(案)
- ・ 別添2 仕様書
- ・ 別添3① 予定使用電力量
- ・ 別添3② 電気使用量
- ・ 別添3③ 電気料金計算書
- ・ 別添4 特定電源割当証明書

◎ 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

四国総合通信局長 西岡 邦彦

2 調達内容

(1) 件名及び数量

四国総合通信局及び中国総合通信局庁舎で使用する電気の調達

① 四国総合通信局

予定契約電力：86 kW

予定使用電力量：222,000 kWh

② 中国総合通信局

予定契約電力：172 kW

予定使用電力量：310,000 kWh

(2) 特質等

別添2仕様書のとおり。

(3) 契約期間

自 令和5年4月 1日 0時

至 令和6年3月31日 24時

(4) 需要場所

① 四国総合通信局

愛媛県松山市味酒町2丁目14番4号

② 中国総合通信局

広島県広島市中区東白島町19番36号

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

(7) 提出書類等の受付期間

令和4年11月1日（火）9時00分から11月30日（水）17時00分まで

※「政府電子調達システム」により入札する場合も同様とする。

(8) 入札・開札の場所及び日時

ア 場 所

愛媛県松山市味酒町2丁目14番4号

四国総合通信局 201会議室（2階）

イ 日 時

・ 政府電子調達システムによる入札

令和4年12月13日（火）8時30分から12月14日（水）13時30分まで

・ 紙による入札

令和4年12月14日（水）13時30分

・ 開札

令和4年12月14日（水）13時35分

※「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の営業品目「物品の販売」にお

- いてA、B又はC等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
 - (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
 - (8) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
 - (9) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
 - (10) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(1 1) 下記 6 の入札者に求められる義務等を履行したもの

(注) 上記 (1) から (7) の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

4 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保左人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内で定められた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(2) 競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

5 問い合わせ先等

(1) 入札及び契約手続に関する事項

四国総合通信局総務部総務課財務室資材係

電話：089-936-5026（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）

Mail : shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

(2) 仕様書等の内容に関する事項

5 (1) と同じ

6 入札者に求められる義務等

本案件は、政府電子調達システム対象案件である。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、紙による入札をすることができる。

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を上記 2 (7) に示す期間に上記 5 (1) に示す場所に提出しなければならない。

(期限厳守のこと。)

(1) 競争参加資格審査結果通知書の写し(1部)

(2) 下見積書等 (1部)

代表者の記名を行うこと。また、内訳を記載し、数量、単価等を明記し、見積もった金額(税込)に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 理由書 (1部)

(「政府電子調達システム」を利用して入札を行うことができない場合のみ)

(4) 委任状 (1部)

(下記 7 (4) 「代理人による入札」に該当する場合のみ)

提出された書類を審査の結果、請け負わせることができると判断した場合に限り入札の対象者とする。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。(1部)

(6) 適合証明書 (1部)

条件を満たすことを証明する書類を添付すること。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

7 入札書の記載方法及び提出等

(1) 「政府電子調達システム」による入札の場合

「政府電子調達システム」に定める手続きに従うこと。

(2) 紙による入札の場合の入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は別記様式第1号(入札書)によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

②入札金額は総価を入札金額とする。

③入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

(イ) 件名

上記2（1）に示した件名とする。

(ウ) 年月日

入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者の氏名等

(ア) 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

(イ) 外国業者にあつては署名をもって代えることができる。

オ 業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

(3) 入札書の提出方法

ア「政府電子調達システム」による入札の場合は、「政府電子調達システム」で定める手続に従い、上記2（8）のイに示す期間に入札書を提出しなければならない。

イ 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「12月14日13時35分開札「入札件名」の入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 入札者は、入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が従来の紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の記名をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 代理人が「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札書の提出日時までに「政

府電子調達システム」で定める委任状の手続を終了していなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書

イ 入札書受領期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が甲にある場合を除く。）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の記名のない入札書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

カ 同一の者により提出された2通以上の入札書

キ 記載事項が不備な入札書

(ア) 入札金額が不明確な入札書

(イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

(ウ) 品名・数量が仕様書等で示したものと異なる入札書

(エ) 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書

(オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

(カ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書

ク 明らかに連合によると認められる入札書

ケ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書

コ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。

イ 内訳書の様式は別記様式第1号とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。

ウ 内訳金額が合計金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合

において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

9 開札

(1) 「政府電子調達システム」により入札する場合

ア 入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「政府電子調達システム」の再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。

ウ 開札時刻に連絡が取れるよう、事前（入札前日の15時まで）に四国総合通信局財務室資材係まで担当者の連絡先を知らせておくこと。

(2) 紙による入札の場合

ア 開札は入札者又はその代理人を1名のみ立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、

「政府電子調達システム」の再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

- (3) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取り止めることがある。この場合、異議の申立てはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (7) 「政府電子調達システム」に停電、システム障害等止むを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札の延期を行うことがある。

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名

称) 及び金額を口頭及び「政府電子調達システム」の開札結果通知書で通知する。

(2) 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。

ただし、甲が正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

ア 落札者が、甲から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記 7 (6) の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 上記「3 競争参加資格」及び「6 入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。

(3) その他

上記 (2) ウに該当する場合、落札者に対し損害賠償等を求めることができる。

1 1 契約書の作成

(1) 契約書は、原則、「政府電子調達システム」で定める手続きに従い、以下のとおり作成しなければならない。

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

イ 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(2) 紙による契約書の作成の場合は上記 1 1 (1) アからウに加え、以下のとおりとする。

ア 契約書

別添 1 契約書 (案) のとおり

イ 契約書の作成方法

(ア) 契約書は 2 通作成し、双方記名捺印の上各自 1 通を保管する。

(イ) 契約書の用紙は交付する。(別添 1 の契約書案を使用すること)

(ウ) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に本契約が成立したものとする。

1 2 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア 支払方法及び支払場所

銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座

イ 支払時期

契約内容が履行されたことを確認した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(4) 入札者は、契約担当官等が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

(7) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(8) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を開札場において発表するとともに、四国総合通信局ホームページ及び中国総合通信局ホームページで公表する。

(9) 政府電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達（GEPS）<https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9時00分～17時30分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記5（1）の場所に連絡すること。

(参考)

- 1 統一資格審査申請受付機関
<https://www.chotatujohe.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>
 - 上記アドレスから「各省庁受付部局（窓口）検索」で、お近くの受付窓口をご確認ください。

- 2 政府電子調達(GEPS)
<https://www.geps.go.jp/>
 - 上記アドレスから「政府電子調達システム利用開始方法」を参照いただき、電子入札の準備をお願いいたします。

- 3 政府電子調達(GEPS)に関する問い合わせ
 - 調達ポータル・政府電子調達システムヘルプデスク
受付時間：平日 9時00分～17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)
電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
Webから：https://www.geps.go.jp/bizportal/contact_us